

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成29年8月9日（水）13:00～13:37
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

### <WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長  
大阪大学名誉教授

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

### <事務局>

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長  
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局参事官  
篠崎 敏明 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐  
安藤 育 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 改正特区法に係る政省令について
  - 3 閉会
- 

○事務局甲 それでは、ただいまから国家戦略特区ワーキンググループによる関係省庁ヒアリングを開催いたします。

開催に当たりまして、7月11日に地方創生推進事務局長に就任いたしました河村から一言御挨拶申し上げます。

○河村事務局長 先月の11日付で佐々木の後任で事務局長を拝命いたしました河村でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ワーキンググループの委員の先生方には、八田座長を初め、今回の加計学園の問題で、本質とは離れたところのマスコミの追及で大変余計なと言うと語弊がありますけれども、ロードをおかけしておりますことは本当に事務局としても心苦しく思っておるところでございますが、国家戦略特区制度の使命はいささかも揺らいでいないと思います。むしろ、

今回のことでの国家戦略特区の制度の突破力というものは逆に証明されたのではないかと私どもは思っております。そういう意味でこれからまた今後の新しい規制改革に向けて、いささかも揺らぐことなく、むしろアクセラを吹かせて、事務局といたしましても、このワーキンググループの御指導を得ながら汗をかいていきたいと思っておりますので、引き続きの御指導よろしくお願ひを申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局甲　局長、ありがとうございました。

本日は議題1「改正特区法に係る政省令について」、事務局からの報告と、議題2「農業外国人の就労解禁」につきまして、御議論いただきます。

それでは、議事に入ります。議題1「改正特区法に係る政省令について」、事務局から御説明申し上げます。

○事務局乙　この横紙の「改正国家戦略特別区域法に係る政令・省令事項」という紙で御説明をしたいと思います。

今回の法改正で、政令として改正すべき事項が4つ、省令事項が2つ、計6つの事項がございます。政令関係が（1）小規模認可保育所の対象年齢の拡大の特例の関係、（2）地域限定保育士試験の実施主体の拡大、（3）農業外国人、（4）クールジャパン、省令事項として、政令でもありますが（5）小規模認可保育所と（6）焼酎特区の創設となっております。

それぞれ内容を御説明したいと思います。（1）小規模認可保育所の対象年齢の拡大でございますが、こちらは御案内のとおり、法律の改正事項としましては、小規模認可保育所の対象年齢を、現在2歳までだったものを5歳までに拡大するということです。そこで、政令として改正すべき事項がございまして、新たに「満3歳以上の子ども」が対象になりますが、その利用者の負担額を政令で規制する必要がございますので、技術的な読み替えを整備するというものでございます。

（2）地域限定保育士試験の実施主体の拡大ですが、こちらは法改正事項としましては、地域の保育士試験の実施事務を、これまで一般社団法人や一般財団法人だけが担えるようになっていたのですが、それ以外の主体にも拡大をするということです。

次のページに参りまして、政令の改正事項といたしまして、法律に合わせて、指定試験機関を「一般社団法人又は一般財団法人」から「法人」に改正するとともに、公正な試験実施を確保するための必要な要件を一部追加するということです。

上が改正前で、下が改正後でございますが、改正前の政令におきまして、第6条ですが、知事は次の要件を認めるときでなければ指定をしてはならないということと、第3項で次のいずれかに該当するときには指定をしてはならないという形で要件を規定している条文がございます。ここで、第3項の「一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること」という部分を「法人の者であること」と書きかえるということが1点と、下の下線を引いた第2項第3号の部分ですが、「申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である

場合にあっては、構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」という要件を1つ追加するということでございます。

次のページに参りますが、こちらの改正につきましては、2月の特区ワーキンググループでの議論を踏まえたものとなってございまして、その2月に厚生労働省から資料が提出されております。下線を引いておりますが、試験機関について「設備、経理的・技術的な基礎、役員構成等についての条件を設ける」ということで、こちらについては政令で規定をするという旨、2月にも厚労省から御説明があったところでございます。

(3) 農業外国人の就労解禁につきましては、この後第2部でワーキングが開かれまして各省から詳しく御説明しますので、こちらでは省略をいたします。

4ページ目、(4) クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進ということでございます。こちらは、まず法改正事項といたしましては、クールジャパン・インバウンド外国人材について、区域会議において関係府省と自治体が一体となりまして、受け入れる外国人の活動が、「技術・人文知識・国際業務」あるいは「技能」に該当するか。そして、現行の上陸許可基準においては学歴ですか実務経験が求められるのですが、それと同等の知識、技能等の水準について、国内外の資格試験や受賞歴等によって代替することができるかを協議して、特例で入国できる枠組みを設けるということでございます。

上の枠内が法律で規定されている条文ですけれども、海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準ということで、現行の上陸基準省令に代替するものを政令で定めるというようになっております。

下が政令ですが、現行の上陸審査基準に代替する基準を規定することとなります。今後法務省などを交えてワーキンググループを開催することを予定しております。

現在の案文ですが、下の枠内ですけれども、本邦に上陸しようとする外国人が、業務に必要な知識、技術、技能を有していることを示すものとして、総理大臣や法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格、実績を有するということで、関係行政機関の長と協議をして、告示で定める資格を持っていれば入国できますということで、学歴や実務経験に代替するものを自治体の提案を受けて列記していくというスキームを考えているところです。

その他、第2項で日本人と同一報酬、第3項で活動の全部または一部が区域内で行われるということを規定しています。

委員御关心の美容師の関係の受け入れにつきまして、政令の条文上は特に業種を限定するものではございませんので、今後の区域会議の議論次第ですけれども、一定の受賞歴があるなどのハイレベルな美容師については就労が可能かもしれないというところです。ですが、美容師免許があるだけで就労できるかということについては、必要がありましたら次回のワーキングで議論することも検討しているところでございます。

最後に5ページ目でございます。省令事項になりまして、(5) 小規模認可保育所の対象年齢の拡大の特例ということで、法律事項は先ほど御説明したとおりです。省令としま

しては、小規模認可保育所については、卒園後、3歳になりますと、3歳以降に入る保育園を、連携施設ということで適切に確保しなければならないという旨を規定していましたけれども、対象年齢が5歳児までとなったのでこの規定が必要なくなったということで、削除する等の所要の改正を行うというものです。

最後に、（6）焼酎特区の関係ですが、法改正事項は、地域の特産品を原料とした焼酎を少量からでも製造可能とするということでして、これまで免許要件の最低製造数量基準によって、身の丈サイズの小規模な製造施設ができなかつたのですが、それを可能とするという法改正をしております。単式蒸留焼酎については、これまで最低製造数量基準が10キロリットルだったものを適用除外にしているというのが法律の改正ですが、それにあわせて、省令の改正事項としては、数量の製造上限を定めることとしており、その上限を10キロリットルとする等、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上、政令と省令、ワーキングで詳細に行うものは少し簡単に御説明しましたが、事務局からは以上でございます。

○村上参事官 改めまして、よろしくお願ひいたします。

今日は再開第1回目ということで、法律を受けての政省令の状況全般をまず御報告をすることも含めて御説明させていただきました。

見ていただいてお分かりになりますとおり、ほとんどのものは法律上かなり決着がついてございまして、テクニカルに規定の準備が進んでおりますというものではあるものの、1点、最大の事項はクールジャパンのところでございます。私ども、本当は政令の中で既に料理人とかアニメーターとか、分野の例示をした形で、政令上もここはもうある程度抜けていることが見て分かるという政令条文を用意しようとしたのですが、ここは法制局が論理的にこの書き方で全部読めると。むしろ、逆に限定をすると、それに絞られたものであって他は排除されているような印象を与えるから、これをもって、後は区域会議での区域計画のところでしっかりと御議論いただければ、読めるものは読めるはずだということで、現在こういう案になってございます。

私ども事務局としては、これでもう後は区域計画でかなりいけるのではないかと思っているのですが、従来の御議論との関係で心配しているのが1点、今、安藤の説明からも補足にございました美容師の部分でございまして、これがこの条文のままと運用で想定されるることは、場合によってはまだ厚労省御自身、美容師学校を卒業して免状をとって、その上で、日本で少し現地修行をした上で地元に帰りたいという方は、ここで言う高度な資格を有するという資格にはまっているとは読めないとお考えになられている状況でございます。この部分についてどう整理していくのか。そこをもってこの政令で決着してしまっていいのか、まだ頑張るのかというところを、今日、先生方の御感触もいただきつつ、御指摘を踏まえた上で、次回誰をどう呼ぶべきか、少し作戦を考えて次に進みたいと思っているところでございます。

農業外国人のところは次で説明がありますが、他はもうかなりテクニカルなことでござ

いますので、併せて、これらももしお気づきの点があれば、今日の時点で御指導いただきたい。かようなことで、とりあえず法改正を受けての全部の御説明をまずは一通りさせていただいたということでございます。

以上、補足でございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

今の御説明に対して、御質問、御意見はありませんか。

○八代委員 やはり理容師、美容師ですか。何をもって高度と言うかという基準がないと、全部はねられてしまう可能性がありますね。そもそもこの目的からして、別に日本で高度な美容師でなくとも、向こうに帰れば、日本の技術を学んだわけだから、当然高度な美容師なわけですね。だから、ここは今、おっしゃったように、日本の理容学校、美容学校を出て、ある程度日本人のお客を扱った経験があるというか、それで十分だということを保証しておく必要はないのですか。

○八田座長 海外需要開拓支援活動に関わる業務は、普通の日本人ではできませんね。だから、そういう意味での高度人材というものとはちょっと違うけれども、こういう特殊な能力、技能を持つ人であるという見方はできるのではないかと思いますけれどもね。

これについて、御意見はありませんか。

○原委員 先ほどの「高度」なというのは、誰が言っているのでしたか。

○事務局乙 現行の基準が学歴とか実務経験10年とか、そういう基準があるので、それと同等の知識、技能水準が必要だろうというのが法務省の見解ですので、同等と言えるかどうかということで、提案を受けて関係省庁、厚労省になると思うのですけれども、それと協議の上で決まるので、現時点では何とも言えませんが、どういう資格であれば同等なのかといった議論があり得るかなとは思っています。

○原委員 美容師さんについての比較をするときに、何との比較をしているのでしたか。

○事務局乙 そこは一概には言えないのですが、現行の上陸基準省令ですと、技術・人文知識・国際業務であれば大学卒や10年以上の実務経験など、技能も調理師であれば10年とか、それは分野によって違うのですけれども、そこと同等と言えるかどうかといった議論は当然ありますし、その前に在留資格が技能あるいは技術・人文知識・国際業務に該当するかどうかという議論も前段階として出てくるということあります。

○原委員 多分、技術についての今の基準が四大かそれに相当するみたいな話のものでしょう。美容専門学校を出て資格も取ったという人は、それと同等ではないのですかという議論ができるのかどうか。そういうことですか。

○事務局乙 そうですね。この点について厚労省なり法務省と直接議論をしているわけではないので、現時点では確たることは言えないところです。国会でも美容師についてどうかという議論がありましたけれども、法務省の見解では、あくまで現状ですが、技術・人文知識・国際業務ではなくて、美容師について言えば熟練した技能を活かすものだということで、技能に当たるのだろうけれども、あくまで技能は産業上特殊な分野と定めている

ので、美容師は現在はこれに該当しないという答弁されております。

○八田座長 今度クールジャパン・インバウンドに関して、一般的な基準、受入れを広めようというわけだから、やはり海外で需要開拓支援活動ができる能力ですね。ただ外国人であるだけではダメで、外国人であり、かつ日本でそれなりの資格を得た人、そういう人は従来の意味とは違うかもしれないけれども、最も必要とされる高度人材であるというように定義していったらいいのではないかでしょうか。そうしたら、別に美容の話は今、特出する必要はなくて、これは日本料理でもアパレルでも全部同じだと。そういう切出し方はどうでしょうか。

○阿曾沼委員 私は、大卒というだけで高度人材と評価されることに違和感があります。専門学校は高度な職業訓練校ですから、特殊なかつ高度な技能の職業訓練をやってもいるわけですから。

高度という意味合いを客観的に判断する仕組みがあるべきだと思います。

○事務局乙 世の中、さまざまな資格等があるので、その提案自体は隨時受け付けるような形になると思います。それを告示で定めることによって、予見可能性を高めるというスキームを想定しているところではあります。

○原委員 これは具体論での提案が幾つかの自治体からされているはずなので、それがこれできちんと当てはまるのかどうかをやっていかないと、政令を作ったら使えませんでした、になってしまふといけないので、そこはある程度具体論とセットで議論しないといけないのではないかと思います。

今、来ているものは、どこが来ていたか分かりますか。

○阿曾沼委員 確か福岡などからも来ていたのではないですか。

○事務局乙 大阪とかも来ています。政令上は特に業種を規定しておりませんし、総理大臣と法務大臣が関係機関の長と協議して告示で定めるという要件しか書かれていませんので、そういう意味では、政令の規定上は、今後の運用の仕方にかなり任されている部分ではあると思います。

○原委員 関係省と話をするときに、具体的にこれがちゃんと実現できるのかどうかをチェックしながら作ったほうがいいと思うのです。必要があれば、政令の書き方を変えたほうがいいのかもしれません。

○阿曾沼委員 「高度人材」という、「高度」という言葉はもうやめたらどうでしょうか。

「専門技能人材」とか、必要性や実態に即した表現にすべきではないでしょうか。

○村上参事官 そこは制度も慎重に、八代先生が最初におっしゃったとおり、海外需要開拓支援活動に必要な知識、技術または技能でございますので、国内一般に言う、いわゆる一般通念で言うところの高度性は、全く法律上の要件には本来的にはなっていない。まさに、一般的に言いかえれば、むしろ海外需要開拓できる程度に海外に戻れば高度だと認知される。そういう人材を国内でインバウンドとして迎え入れるときの基準というようにロジックはなってございます。ただ、実際に国内雇用と競合するときに、どうしてもそういう

った通説が頭をもたげると。

○八田座長 クールジャパンのほうが説明は楽ですね。クールジャパンは、結局日本的なものを海外に。

○村上参事官 最終的な目的論がはっきりしているという形ですね。

○八田座長 それが一つ。

それから、インバウンドは先ほど言ったような説明では外国人を迎える人が非常に不足しているわけですね。そのことを高度と言えるかどうかですけれども、建設業で人が極端に不足しているというので入れましたね。あれは高度ではないのですね。

○村上参事官 特にそういうことでは。

○八田座長 あれはどういうカテゴリーで入れたの。

○原委員 あれは技能実習ではないでしょう。

○八田座長 では、インバウンドのほうもそれでやるというわけにはいかないね。

○原委員 それはもう別にしたのですね。ああいう技能実習の延長でやるものではなくて、正面から入れる制度にしたのです。

○八田座長 そうすると、やはり一種の高度だと言わなければいけないのですね。

○原委員 言葉の使い方の問題ですが、高度に準ずるものとして海外需要の開拓は作ったということです。

○八田座長 海外需要開拓は、今度は向こうから入ってくる人も、それも海外需要の開拓なのですね。だから、その意味での高度の解釈を割ときちんと作っておいたほうがいいのでしょうか。海外需要開拓なのだということで承知してもらう。だから、当座は無限に拡大しているわけではない。将来、高度人材という言葉は変わるかもしれないけれども、少なくとも今の範囲ではそうだよということですかね。

○村上参事官 そういう考え方を明確化していくことによって、座長に御指導いただいたとおり、本来的には美容師に限定せずに横串で刺せるべき論議であるべきものだと思います。

半分雑談的なところでもありますが、各省の当たっている感じで言いますと、経産省所管業種は、いずれにせよ海外需要開拓という面でも、すごく正直に言えば、国内で技能者が足りないという面でもウエルカムという形で、区域会議を柔軟にやりましょうという感じです。

料理人の関係のところは、業所掌という関係のない論点のところで多少タマの押しつけ合いが起きてはいるものの、別に厚労省の調理人免状の部局にしても、外食産業を所管している農水省にしても、本質的に何か反対すると言っているわけではないという中で、状況を申し上げますと、美容師業界さんはかなり需給の面も含めて難色を示しているというバックグラウンドの違いがございますので、そこを海外における需要開拓というところにあわせて、もう少し何か要件を具体化していくと、そこは少なくとも彼らが納得できる論理が出てくるかもしれない。実態は、各省に当たっていますとそのような感じでございま

す。

○八田座長 アパレルはどうですか。

○事務局乙 アパレルは経産省のほうで特に問題ないと聞いています。服飾とかデザインとかですね。

○村上参事官 ですから、実質的に区域計画にぶつかる段階でも、よほど怪しいということがない限りは関係協議機関として。

○八田座長 分かりました。

○村上参事官 そうしましたら、今日いただいた論点も踏まえたクエスチョンもあらかじめ持たせるような形で、厚労、法務ということになろうかと思いますが、お越しをいただいて、その点についての考え方を御説明いただくようなヒアリングを次回設定させていただく。他につきましては、一応この方向で。

○原委員 これは政令のタイミングはいつでしたか。

○事務局乙 スケジュールとしましては、6月23日に法律が施行されておりまして、3カ月以内に政令を定めなければいけないので、9月23日までに施行しなければなりませんが、パブコメの期間を考慮すると、8月末ぐらいまでには遅くともセットする必要があります。

○原委員 だから、この美容の話は、政令は政令で最後は並行して進めていけばいいのですけれども、ただ、この協議の段階で最初から各論で議論はスタートしておいたほうがいいというぐらいの感じ。

○事務局乙 今後のためには、そういうことなのだと思っております。

○原委員 もう一個、別のところを言ってしまってよろしいですか。2ページの一般社団、一般財団のところの政令で、改正したものの2項の3号で、一般社団、一般財団以外の場合には構成が適切でないといけないというのは、どういうことをチェックするのでしたか。

○事務局乙 株式会社が想定されますけれども、当然多数の株式を保有する場合には意思決定に影響を及ぼすことになりますが、株主が、例えば保育士試験対策の予備校をしている会社が株主だとかという場合には、その会社に有利になるような試験問題を作るといったことが懸念されるので、そういう限られたときに排除できるようにこの要件をつけるということあります。

○原委員 一般社団法人だとそういう可能性はないでしたか。

○事務局乙 一般社団法人は株主という形ではないので。

○原委員 一般社団法人自身がやっているとどうなるのでしたか。利益相反になり得るようなことをやっているとか、何か株式会社だから起きる問題ではないような気がするのですが。

○事務局乙 第2項第1号において、職員などの関係で、試験事務の適正かつ確実な実施ができない場合は指定しないという規定はございますので、役員等の問題があるということであれば、そこで除外されるということになるかと思います。

○原委員 1号はそうは読めないです。試験実施の計画ですから。これでどんな害悪が

あるのかすぐには分からなければども、何か株式会社は悪者のような気がする。

○事務局乙 資料では省略しているのですけれども、第3項の第2号に「申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること」という一般的な規定がございまして、その場合には指定してはいけないという規定もございます。

○原委員 逆に株式会社はそれでは足りないのでしたか。

○事務局乙 利益の分配ということで、株主の構成員にその問題がないかというところをチェックしたいということです。

○原委員 だけれども、そんなの上場企業だったら大量にいろいろな人が株を持っている。今の話で、相当な大株主が利害関係者である場合とかというのが排除されるということであれば、それは一般社団であっても株式会社であっても同じような気がするのですけれども。

○事務局乙 一般社団ですと、株主は想定されないかと思います。

○原委員 そうではなくて、利益誘導するような法人である可能性があるということが排除されるのであれば、一般社団法人の場合に、今、その規定で排除されているのであれば、それは株式会社も一緒ではないですか。

○事務局乙 そこでももちろん読める部分はありますが、株式会社になることによってこちらを追加するということなのですけれども、現時点では例えばこれが追加されることによって、今も神奈川県さんがやりたいということで手を挙げていますが、指定できなくなるおそれがないかどうかという点については法制局でも議論になりまして、神奈川によれば、この要件が仮に課されても問題にはならないというように聞いています。

○八代委員 しかし、そんなものは事後チェックができるので、今、大学の入試だって予備校に作らせていることもあるわけで、予備校というのはそういう問題を作る専門家ですから。だから、それを利益相反と言うのかどうか。その予備校に行っている人がどんどん合格したら、怪しいということはすぐ分かるわけで、予備校の関係者だからだめだと言うべきかどうか。むしろ保育士などの試験がやたらに落とすための試験という批判もある。その改善のためには、予備校とか専門家のほうが適している面もあるのではないか。株式会社性悪説みたいな形で持ってくるのは非常に危険だと思います。

○八田座長 今は保育士養成学校の連合会が国家試験の問題を独占的に作っているから、完全な利益相反です。結果的に、試験が不必要なまでに難しくなっているという指摘があります。だから、その利益相反をなくそうとしているわけですね。それをなくす一つの方法は、試験を作る主体の新規参入を認めることです。株式会社は利益相反になるから事前に排除すると言ったら、今は全然利益相反はないのだというような印象を与えてしまいますね。むしろ、今が利益相反があるから直そうとしているのに。

○原委員 逆に、一般社団以外である者に限ってなどとせずに、一般論として利益相反を起こすような法人ではないこと。

○八田座長 それが一番いい。

○事務局乙 ただ、そもそも指定 자체は都道府県がすることになっていますので、都道府県のほうで判断をすればいいことになっています。

○阿曾沼委員 別にガイドラインがあるわけではないですね。

○事務局乙 ガイドラインを今後作るかどうかという話はまだ聞いていません。

○阿曾沼委員 3ページに「設備、経理的・技術的な基礎、役員構成等についての条件を」と書いてありますが、これは設けるわけですね。

○事務局乙 こちらについては、設備や経理的な基礎については、2ページですけれども、既に現行の2項の2号に「経理的及び技術的な基礎を有する」とか、1項のほうで「設備」などもありますので、ここで満たされているということです。「役員構成等」のところが、株主としての「構成員の構成」ということに表現上変わって、現行の条文があるというところであります。

○八田座長 単に、3号を「申請者の構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」ということで、この前の文章を削ってしまったるそれでいいのではないかですか。

○村上参事官 ちょっと宿題にさせてください。大変恐縮なのですけれども、現実に起きていることは、公的機関に限られていた試験を民間開放するときに、呪文のようにこの文言を横並びで使ってきているというのが恐らく起きていることでございまして、まさにこういうことのために我が特区が存在しているわけでございますが、恐らくここでその表現を変えると横に全部はねていくので、法務省さんが大変苦しい思いをすると。実情はそういうことだろうと思います。

ですから、ここをもって、この表現自身を変えるか、少なくとも原先生御指摘のように、以下、皆さんおっしゃるとおりだと思いますので、これを仮に読むとしても「支障を及ぼすおそれ」というのは一体何を指しているのかを解釈上はつきりしない限り、それが株主構成の問題だと言われた瞬間に今のような議論が当然一般でも噴き出すと思いますので、そこをもう少ししっかりと説明ができるかどうか、もしくはその文章ごと変えるのかどうか、一回法務省とやらせていただいて、もし必要があれば当局に来てもらって説明をしてもらうということも。

○原委員 厚労省。

○村上参事官 ごめんなさい。厚労省です。

○八田座長 村上さんの議論は2段階で、今回はこれでしようがないのではないかと、だから、これはこれでいこうと。今度はねるところは、これは規制改革会議か何かで全部やってくれよと、そういうことですね。

○村上参事官 恐らく、民間企業は公的事業を行えないという古いタイプの官と民という哲学の時代に作られている規定がそのまま生きているということだと思いますので。

○八田座長 それは範囲がここをはるかに超えているから、もっと大きいところでやれと。

しかも、こんなに問題になっているところではなくて、それがないところでまずがぱっと一斉にやってしまったらどうだと、そういう2段階のロケットですね。

○村上参事官 そうですね。ただ、その場合でも、少なくとも何を指してこれを言っているのかという解釈ははっきりさせないとということかなと思います。

○八田座長 分かりました。

よろしいですか。

○村上参事官 ありがとうございました。